独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	徳倉建設株式会社	コード	1892
提出日	2017/6/8	異動（予定）日	2017/6/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	木全　誠	社外取締役	○							△								有
2	南木　通	社外取締役	○													○		有
3	大引　和也	社外監査役	○													○		有
4	水谷　章夫	社外監査役	○													○		有
5	倉﨑　昌	社外監査役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	木全　誠氏は、過去（平成20年４月まで）に、当社の主要取引先である(株)三菱東京ＵＦＪ銀行の業務執行者でした。	名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、木全　誠氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
2		名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、南木　通氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
3		名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、大引和也氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
4		名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、水谷章夫氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
5		名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準に沿っており、倉﨑　昌氏と一般株主との間に利益相反が生ずる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。